

【一般則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素を販売する場合を除く。）。	記載例) ・別添の引渡し先保安台帳を備えます。	適合
二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもつてすること。	記載例) ・別添の容器授受簿により、管理します。	適合
三 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第48条第1項第5号の経済産業省令で定める期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。	記載例) ・別添の容器授受簿により、管理します。	適合
四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。	/	
イ 充填容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	記載例) ・別添のとおり、引渡し先保安台帳により、管理します。	適合
ロ 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること。	記載例) ・別添のとおり、引渡し先保安台帳により、管理します。	適合
ハ 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。	記載例) ・別添のとおり、引渡し先保安台帳により、管理します。	適合

【一般則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
<p>ニ 充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>ホ 充填容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>（イ） 調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験において加える圧力（以下「耐圧試験圧力」という。）以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の五分の三以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。</p>		
<p>（ロ） 調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをいう。以下チにおいて同じ。）の調整圧力は、2.3kPa以上3.3kPa以下であり、かつ、閉そく圧力（燃焼器のバルブを閉じた状態における調整器の低圧側が受ける圧力をいう。）は4.2kPa以下であること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>へ 配管には、充填容器等と調整器との部分にあつては当該充填容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8MPa（長さ0.3m未満のものにあつては、0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>

【一般則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
<p>チ 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後4.2kPa以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>五 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備えること。</p>	<p>記載例) ・別添の器具を備えます。</p>	<p>適合</p>

【液石則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
一 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳を備えます。	適合
二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもつてすること。	記載例) ・別添の容器授受簿により、管理します。	適合
三 充填容器等の引渡しは、法第48条第1項第5号の期間（同条第3項の許可に係る充填容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間）を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。	記載例) ・別添の容器授受簿により、管理します。	適合
四 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下この条において同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。	/	
イ 充填容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏れた液化石油ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした液化石油ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
ロ 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
ハ 充填容器等は、常に温度40℃以下に保つこと。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合

【液石則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
ニ 充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
ホ 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
へ 配管には、充填容器等と調整器との部分にあつては2.6MPa以上の圧力、調整器と閉止弁との部分にあつては0.8MPa（調整器に接続する長さ0.3m（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、2m）未満のものにあつては、0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実にを行うこと。	記載例) ・別添の引渡先保安台帳により管理します。	適合
五 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備えること。	記載例) ・別添の器具を備えます。	適合

【冷凍則】販売業者等に係る技術上の基準にかかる対応

全ての基準で適合すること↓

技術上の基準	対応	適合/不適合
<p>一 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないものをもってすること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳により、管理します。</p>	<p>適合</p>
<p>二 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。</p>	<p>記載例) 保管する設備について、転落、転倒等を防止するための必要な措置を講じます。 粗暴な扱いはいたしません。</p>	<p>適合</p>
<p>三 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。</p>	<p>記載例) ・別添の引渡先保安台帳を備えます。</p>	<p>適合</p>